

一般社団法人日本スピリチュアルケア学会

臨床スピリチュアルケア師 資格

専門スピリチュアルケア師 資格

更新及び新規資格審査案内

2021年7月4日実施予定

(2020年7月新規審査、2021年1月更新審査にかかる
延期該当者含む)

一般社団法人日本スピリチュアルケア学会
資格認定委員会

2021年度の資格審査は、 7月4日（日）一回のみのご案内です

（コロナ禍で、2020年7月に受験不能となった新規審査受験者、及び、
2021年1月に受験不能となった更新審査受験者を含みます）

次回は2022年7月の予定です（更新および新規）。

※2021年度より、更新審査と新規審査は年一回に統合され、東京と大阪とで交互に行われます。

2022夏：東京（更新および新規）

2023夏：大阪（更新および新規）

2024夏：東京（更新および新規）

提出書類

認定教育プログラム経由で5/21(金)まで

スピリチュアルケア師資格審査のすべての提出書類は、認定教育プログラムを経て本学会に提出していただきます。申請者自らが本学会に直接提出することはできません。

必ず、認定教育プログラムに連絡の上、認定教育プログラムより求められた期日までに、申請者は内申書以外のすべての書類を用意して、認定教育プログラムに提出してください。認定教育プログラムから本学会への提出期限に間に合わなかった場合は、資格審査を受けられない場合があります。

すべての書類は、3部(原本+コピー2部)をご準備、ご提出ください。

認定教育プログラムから本学会への提出期限は、2021年5月21日必着です。

提出先⇒ 日本スピリチュアルケア学会事務局

〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町7-1 上智大学グリーンケア研究所内

2021年7月4日 資格認定審査の対象者(1)

更新

2015年9月に下記の資格を取得した方

- スピリチュアルケア師(認定)暫定資格
- スピリチュアルケア師(専門)暫定資格

2021年1月の更新審査の申請が受理された後、大阪府の緊急事態宣言発令により審査が中止されたため、受験不能となった方

2021年7月4日 資格認定審査の対象者(2)

新規

臨床スピリチュアルケア師(旧:認定資格)

2019年度または2020年度に、認定教育プログラムにおいて、所定の教育領域の履修を修了した方で、認定教育プログラムから、受験を認められている方

専門スピリチュアルケア師(旧:専門資格)

2019年度または2020年度に、認定教育プログラムにおいて、所定の教育領域の履修を修了した方で、認定教育プログラムから、受験を認められている方

2020年7月の臨床スピリチュアルケア師新規審査の手続きを完了しながら、コロナ禍のため受験を断念することを、学会事務局に申し出た方

審査概要

2021年度スピリチュアルケア師の資格認定審査では、以下の3種類の審査を行います。

書類審査・・・申請者が作成した書類、及び、認定教育プログラムが作成した書類

筆記試験・・・2021年7月4日(日)午前

面接試験・・・2021年7月4日(日)午後

- ・試験会場は新大阪駅至近。受験者に詳細をお知らせいたします。
- ・筆記試験の開始20分前までに試験会場に入室してください。
- ・筆記試験の時間は60分です。
- ・面接時間は、一人当たり20分です。面接開始時刻は、申請受付後に本学会から送付する受験票でご連絡いたします。
- ・新型コロナウイルス問題対応のため、試験日程または試験会場が変更となる場合があります。変更となった場合は、Eメールにてご連絡いたします。
- ・やむを得ない事情により、試験を受けることができなくなった場合は、「審査猶予願」を提出することができます。「審査猶予願」については別記。

費用

振込・振替の際の明細書のコピーを願書に貼付してください

1. 審査料 30,000円

振込先:

【銀行名】ゆうちょ銀行

【店番】四〇八(読み ヨンゼロハチ)

【種目】普通

【口座番号】5829793

【口座名義】日本スピリチュアルケア学会

2. 登録料 20,000円

- ・登録料は、審査合格後に納入いただきます。

合否結果

合否結果は、理事会の審議を経て、試験後約一ヶ月程度で受験者及び所属認定教育プログラムに通知いたします。

合格された方は、合格通知に記載された期日までに登録料を納入し、手続きを完了してください。

- 新型コロナウイルス問題対応のため、筆記・面接試験の日程が変更となった場合は、合否結果の通知時期が変更となる可能性があります。
- 1回目の資格認定審査で不合格となった場合は、初回の出願から3年以内であれば、あと1回のみ、審査を受けることができます。
- 新規審査で不合格となり、再教育の指示があった場合には、当該再教育を受けた上で、再審査に臨んでください。